

虐待防止に関する規程

(目的)

第1条 本法人が運営する事業の支援を受けている利用者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが支援者の責務であり、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援する。

(虐待防止責任者)

第2条 虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を置く。

2 虐待防止責任者は、各施設の施設長及び管理者をもって充てる。

(虐待の形態)

第3条

- ① 身体的虐待 身体に暴行を加えること。
- ② 性的虐待 わいせつな行為をすること、又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト 衰弱させるような減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を怠ること。
- ④ 心理的虐待 暴言又は拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ⑤ 人格的虐待 理由のない身体的拘束、無断でプライバシー侵害を行うこと。
- ⑥ 経済的虐待 養護者又は親族が財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会の設置)

第4条 虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、法人内と各施設に委員会を設置する。

(利用者への周知)

第5条 虐待防止責任者は、利用者等に対し、施設内及び事業所内掲示板へのポスターの掲示、パンフレットの配布等により、虐待防止責任者、及び虐待防止委員会の氏名・所属先について周知する。

※別紙1

(虐待の通報および発見)

第6条 職員は、利用者本人および家族からの通報(疑いも含む)または、虐待を発見(疑いも含む)した場合は、「虐待の発見・通告・相談援助の流れ」に基づいた対応をとる

※別紙2

(虐待の報告・確認)

第7条 虐待防止責任者は、受付けた虐待はすべて「相談・通報・届出受付表」により委員会及び関係各所に報告する。ただし、虐待申出人が委員会及び関係各所への報告を明確に拒否する意思表示した場合はこの限りではない

2 投書等匿名の虐待については、委員会及び関係各所に報告し、必要な対応を行う。

3 委員会は、虐待防止責任者から虐待内容の報告を受けた場合は、「相談・通報・届出受付表」の内容を確認するとともに、虐待申出人に対し報告を受けた旨を通知する。

※別紙3

(虐待解決に向けた記録、結果報告)

第8条 虐待の記録、報告は次により行う。

(1) 虐待防止責任者は、虐待受付から改善までの経過と結果について書面に記録する

(2) 虐待防止責任者は、一定期間ごとに虐待の結果について委員会及び関係各所に報告し、必要な助言を受ける

(3) 虐待防止責任者は、虐待申出人に改善を約束した事項について、虐待申出人及び虐待防止委員会に対して、一定期間経過後、報告する

(虐待内容及び結果の公表)

第9条 虐待防止責任者は、個人情報に関するものを除き、虐待内容及び結果をホームページ及び広報誌等において公表する。

(その他)

第10条 この規程にない事項については、必要に応じて理事長が別に定める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。